

新旧対照表

改定後（追加・変更部分赤字）	改定前（削除・変更部分下線）
令和8年1月19日 浜松市財務部技術監理課	<u>令和7年10月29日</u> <u>浜松市財務部技術監理課</u>
浜松市週休2日制工事（建築工事）の積算について	浜松市週休2日制工事（建築工事）の積算について
浜松市週休2日制工事（建築工事）実施要領を適用する工事の積算等は、以下による。	浜松市週休2日制工事（建築工事）実施要領を適用する工事の積算等は、以下による。
1 労務費の補正 週休2日推進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格の元となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。 (1)完全週休2日（土日）適用工事 労務費 補正係数 1.02 現場管理費 補正係数 1.01 (2)月単位の週休2日 適用工事 労務費 補正係数 1.02	1 労務費の補正 週休2日推進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格の元となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。 (1)完全週休2日（土日）適用工事 労務費 補正係数 1.02 現場管理費 補正係数 1.01 (2)月単位の週休2日 適用工事 労務費 補正係数 1.02
2. 単価の補正方法等	2. 単価の補正方法等
（1）複合単価 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に <u>前条の補正係数を乗じたものを使用する。</u> なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。	（1）複合単価 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に <u>課長通達の補正係数を乗じて補正する。</u> なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。
（2）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 市場単価と補正市場単価は、要領の補正係数に基づき算出した表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により算定する。 【新着工事、全館無人改修の場合】	（2）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 市場単価と補正市場単価は、課長通達の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。 【新着工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(2)口の表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率によらず、本運用の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

(3) 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)口、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A-2・E-2・M-2 の変更はなし

$$\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{数を乗じた労務単価を用い算定したベース単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}$$